

平成26年第1回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成26年3月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年3月11日

4. 出席議員(14名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	13番 尺田 公造
14番 佛圓 大源	16番 馬上 勝登

5. 欠席議員(2名)

8番 渡 紘八	15番 南田 秀夫
---------	-----------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副 町 長	立花 隆藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	内田 充
民 生 部 長	清代 政文
建 設 部 長	森本 昌義
教 育 部 長	藤森 孝弘
総 務 部 参 事	石井 節夫
総 務 部 次 長	岩田 秀次
民 生 部 次 長	光本 一也

建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	沖田浩
都市整備課長	横山大治
開発指導課長	林武史
下水道課長	中井雅晴
水道課長	曾根和典
学校教育課長	富田谷敬子
会計課長	中村憲治

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~

8. 議事日程(第2号)

- 日程第 1 議案第 8号 平成25年度熊野町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 2 議案第 9号 平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 議案第10号 平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 4 議案第11号 平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第12号 平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 6 議案第 13 号 平成 25 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 7 議案第 14 号 平成 26 年度熊野町一般会計予算について

日程第 8 議案第 15 号 平成 26 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 16 号 平成 26 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について

日程第 10 議案第 17 号 平成 26 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 11 議案第 18 号 平成 26 年度熊野町介護保険特別会計予算について

日程第 12 議案第 19 号 平成 26 年度熊野町上水道事業会計予算について

日程第 13 発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書案について

日程第 14 選挙第 1 号 熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙について

~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

議長（馬上） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして一言申し上げます。甚大な被害をもたらしました東日本大震災から本日で 3 年が経過いたしました。震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。御起立をお願いいたします。黙禱。

黙禱を終わります。御協力ありがとうございました。

ただいまの出席議員は 14 名です。定足数に達していますので、ただいまから会議を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 1、議案第 8 号、平成 25 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第 8 号、平成 25 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ 2 億 3,681 万 1,000 円を減額

し、歳入歳出予算の総額を74億9,419万9,000円とするものでございます。

また、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費を、また第3条で地方債について、願するものでございます。

一般会計補正予算案についての詳細な内容は、副町長から説明をさせます。

~~~~~  
議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~  
副町長（立花） 平成25年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

2ページをお開きください。歳入につきましては、第1表を用いて御説明いたします。

第1款 町税につきましては、町民税が1,460万円の減、固定資産税が490万円の増となっていることから、全体で922万円の減額となっております。

次に、第3款 利子割交付金から第7款 自動車取得税交付金につきましては、県からの配分金額に応じた補正でございます。

第9款 地方交付税につきましては、地方交付税の財源となる所得税等の国税5税の増収に伴い追加交付されるものでございます。

第11款 分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金など、667万7,000円の減額でございます。

第13款 国庫支出金につきましては、252万1,000円の増となっております。この主な要因は、第1項の国庫負担金では、障害者自立支援事業等に伴う社会福祉費負担金が426万2,000円の減額、保育所運営事業や児童手当の支給等に伴う児童福祉費負担金1,767万5,000円などの減額により、2,525万8,000円の減、第2項の国庫補助金では、国の補正予算の成立に伴い追加計上する橋梁維持修繕事業に対する社会資本整備総合交付金890万9,000円、小・中学校の大規模改造事業に対する学校教育費補助金1,836万4,000円の増額などにより、2,783万8,000円の増でございます。

第14款 県支出金につきましては、508万1,000円の減となっております。この主な要因は、第1項の県負担金では、児童手当の支給等に伴う児童福祉費負担金648万5,000円などの増額により430万7,000円の増、第2項の県補助金は、

熊野町地域資源活用事業に対する広島県緊急雇用対策基金事業補助金 8 8 3 万 2 , 0 0 0 円の減額、保育所運営事業に対する児童福祉費補助金 4 1 7 万 9 , 0 0 0 円の増額などにより、7 4 0 万 4 , 0 0 0 円の減でございます。第 3 項の県委託金は、選挙費委託金の減額などにより 1 9 8 万 4 , 0 0 0 円の減でございます。

第 1 6 款 寄附金につきましては、ふるさと納税として収入しております一般寄附金 4 5 万 9 , 0 0 0 円を計上するものでございます。

第 1 7 款 繰入金につきましては、2 億 6 , 1 1 5 万 3 , 0 0 0 円の減となっております。内訳としましては、財政調整基金繰入金 1 億 7 , 3 2 1 万 1 , 0 0 0 円の減額、財源の更正による公共施設等整備基金繰入金 7 , 4 7 7 万 3 , 0 0 0 円の減額、事業費の減額に伴う筆の里づくり基金繰入金 1 , 3 1 6 万 9 , 0 0 0 円の減額でございます。

第 1 9 款 諸収入につきましては、9 0 5 万 8 , 0 0 0 円の増となっております。この主な要因ですが、4 ページをお開きください。第 4 項の受託事業収入において、一斉清掃等の中止による河川清掃等受託事業収入 1 4 3 万 6 , 0 0 0 円の減額など、1 8 7 万 4 , 0 0 0 円の減があるものの、第 5 項の雑入が、土地開発公社解散による出資金と運用利益の精算分である土地開発公社返還金 7 8 3 万 4 , 0 0 0 円の増額などにより、1 , 0 8 2 万 5 , 0 0 0 円の増となっております。

第 2 0 款 町債につきましては、1 , 7 7 0 万円の増となっております。主な要因は、地方交付税による財政措置があった地方道路等整備事業債が廃止されたことによる事業費の調整に伴う減額と、国庫支出金と同様に、国の補正予算に伴い実施する事業の財源として、増額するものでございます。なお、8 ページの第 3 表にこれらの内容を掲載しております。

次に、歳出につきまして御説明させていただきます。

歳出予算については、主に執行残に伴う不用額の減額などでございます。その他、国の補正予算等に伴う事業等を予算計上しておりますので、説明に当たりましては、目ごとに増減の主だったものについて御説明させていただきます。

それでは、3 8 ページをお開きください。第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費につきましては、議会事務一般におきまして、旅費 1 6 0 万 1 , 0 0 0 円の減額などにより、全体で 1 7 3 万 1 , 0 0 0 円の減となっております。

第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費では、人事管理事業での臨時職員雇用関連経費を含む 5 1 4 万 8 , 0 0 0 円の減額などにより、合計で 6 3 1 万

4,000円の減でございます。

42ページをお開きください。第2項 企画費、第3目 地域振興費は、地域振興事業の協働のまちづくり施設整備事業補助金として2件の申請見込みのうち1件分1,182万3,000円、交通輸送対策事業のバス路線補助金550万円の減額などを主な要因としまして、目全体では、1,968万6,000円の減でございます。

48ページをお開きください。第5項 選挙費、第3目 県知事選挙費は、県知事選挙費の不用額157万1,000円の減でございます。

続きまして、50ページをお開きください。50ページ下段から62ページ上段までの、第3款 民生費は、その大半が執行残の整理に伴う減額でございます。

56ページをお開きください。第1項 社会福祉費につきましては、第6目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金が2,683万7,000円の減、第7目 福祉医療費は、福祉医療費公費負担事業の扶助費が執行見込みにより496万3,000円の増、第8目 介護保険費の介護保険事業特別会計繰出金が2,052万3,000円の減、58ページの第10目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出金が1,423万1,000円の減など、総額7,782万5,000円の減額でございます。

同じく58ページにございます第2項 生活保護費、第2目 扶助費は、4,500万円の減額となっております。これは、生活扶助、医療扶助の減額が主な要因です。

62ページをお開きください。第3項 児童福祉費、第3目 保育所費の総額は1,864万6,000円の減額ですが、特別保育事業補助金として、私立保育園の保育士等の賃金改善を行う保育士等処遇改善臨時特別事業を含む、特別保育事業補助金578万3,000円の増額がございます。

62ページの下段から、68ページ上段までの、第4款 衛生費は、全て執行残の整理でございます。そのうち、62ページの、第1項 保健衛生費、第2目 予防費1,133万円の減額は、感染症対策事業における子宮頸がん予防ワクチンの接種を差し控えたことによる減額が大きな要因です。

66ページをお開きください。第2項 清掃費、第2目 塵芥処理費は、2,742万4,000円の減額で、この主な要因は、廃棄物収集運搬事業と廃棄物中間処理・最終処分事業の入札残等による減額のほか、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金1,166万7,000円の減額などによるものでございます。

68ページの下段から70ページ中段までの第5款 農林水産業費は、執行残の整理

でございます。

70ページをお開きください。下段の第6款 商工費、第1項 商工費でございますが、商工振興事業の熊野町地域資源活用事業の減などによる848万6,000円の減額でございます。

74ページをお開きください。第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 道路新設改良費は、1,791万2,000円の減額となっております。主な要因は、(国庫)深原地区町有地造成事業における事業内容の見直し等による事業費1,654万8,000円の減額などによるものでございます。

76ページをお開きください。第4目 橋梁維持費は、3,466万1,000円の増額で、国の補正予算の成立を受けて計上する五反田橋橋梁架替工事費などがございます。

78ページをお開きください。第4項 都市計画費、第3目 公共下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金1,374万1,000円の減でございます。

80ページをお開きください。第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費は、広島市消防局への委託料の減額により、1,610万円の減でございます。

82ページをお開きください。第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、国の補正予算の成立を受けて計上する小学校大規模改造事業により、第二小学校の体育館天井材撤去及び天井器具落下防止工事に必要な関連経費735万3,000円の増額。この経費と既存の執行残との差し引きにより、599万7,000円の増となっております。

84ページをお開きください。第3項 中学校費、第1目 学校管理費は、3,006万円の増でございます。主な増加要因としては、先ほどの小学校費と同様に中学校大規模改造事業で、熊野東中学校の普通教室棟の耐震補強工事に必要な関連経費3,154万3,000円を予算計上したもので、既存の執行残との差し引きにより、この予算額となっております。

続きまして、86ページの下段、第6項 社会教育費から、90ページ上段の第7項 保健体育費までは、執行残の整理でございます。

92ページをお開きください。第11款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子につきましては、当該年度借り入れ分の利率の確定に伴う減額などにより、280万円の減額でございます。

続いて、第12款 諸支出金、第1項 基金費、第1目 基金費につきましては、各

基金の利子、林業振興対策事業で後年度に事業実施するための財源、ふるさと納税として寄附受納した寄附金を積み立てるとともに、土地開発公社解散に伴う返還金を土地開発基金へ積み立てることとし、全体で877万4,000円を計上しております。

以上が歳入歳出予算補正の内容でございます。

次に、繰越明許費についての説明をさせていただきます。

8ページに戻っていただきたいと思います。翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定するものでございます。これらの事業は、国の補正予算による交付金等を財源として実施するもので、(国庫)橋梁維持修繕事業、小学校大規模改造事業、中学校大規模改造事業の3事業、合計8,855万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、平成25年度熊野町一般会計補正予算(第4号)案の説明を終わります。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

時光議員。

~~~~~

3番(時光) 先月2月27日に新聞によって報道された還付加算金未払いについての質問でございます。多分この補正によって処理されていると思うので、この場で質問させていただきますが、熊野町においては43人分、計18万8,600円ということが報道されておりますが、この詳細についてとその後の処理について御質問させていただきます。

~~~~~

議長(馬上) 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長(貞永) まずもって今回の未払いにつきまして、住民に皆様に御迷惑と御心配をかけましたことを、心からおわび申し上げます。

今回の内容につきましては、町県民税ですが、前年の1月から12月までの収入に対して課税されるものですが、その前年の収入を知る主な方法としては、お勤めの会社または年金支払い者が給与または年金の支払い報告書を町に報告していただく方法、または御自分で所得税の確定申告を、または町県民税の申告をしていただく方法がございま



す。これらの情報をもとに、5月から6月にかけて町県民税の当初賦課を行うわけですが、賦課後、扶養されるものが漏れていたとか、医療費控除額があったとかなどで、所得税、または町県民税の期限後申告、または所得税が高く計算されていたので減額するように更正の請求をされて所得税及び町県民税が減額される場合がございます。

例えば、町県民税を6月に年額20万円で賦課、6月30日に全額を納められた後、実は医療費控除額に該当する領収書が見つかったとして申告されて、町県民税が16万円に減額決定されたといいたします。そうすると差額の4万円が納め過ぎた過納金ということになり、還付するということになるのですが、その4万円を還付するときには還付加算金という利子のようなものを計算してつけてお返しすることになります。

この還付加算金は通常、納付された翌日から還付決定をした日までの期間に定められた率を掛けて、1,000円以上になった場合に還付金と一緒に支払うことになっております。この原則の例外の一つに、確定申告をされた方の情報をもとに当初の町県民税を賦課したときで、賦課後、御本人が確定申告に間違いがあり、本当は所得が少なかったと更正の請求をされたときなどには、本人が間違っていたことから、還付加算金の計算期間は、通常の納付の翌日ではなく、税務署から所得税の減額更正通知があった日の1カ月後の翌日から還付決定日までということで、期間が短縮され、還付加算金がほとんどつかない状況となります。

今回、問題となったのは町県民税の当初賦課を確定申告以外の情報で行い、賦課後に確定申告等で税務署から所得税の減額更正通知があったときに、還付加算金の計算を納付の翌日から計算をしなければならないのに、税務署の通知があった日の1カ月後の翌日から計算したため、計算の期間が短くなったため、計算した還付加算金が1,000円以上にならないという判断をし、支払いが行われなかったものでございます。

今回の未払い件数63件、新聞では43人となっておりますが、実際には重複者が1人おられましたので42人となりましたが、追加還付金18万8,600円でございます。3月3日に対象の方におわびの通知を発送いたしまして、順次請求書をもらいながら支払い事務を行っており、きのう現在で27人の方から請求をいただいて、順次口座のほうへの支払いの作業を進めております。

今後このようなことがないように、法令遵守に留意して事務を行う所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

~~~~~

議長（馬上） 山吹議員。

9番（山吹） 8ページ、8款 消防費の1目 常備消防費、13節の委託料なんですが、1,610万円減になっているんですが、その辺の詳細を教えてくださいと思いますけども。

議長（馬上） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） 広島市の委託が下がったということなんですけども、まず1点目は、最初に予算要求の段階の予算をまず広島市から提示されてうちが組むということで、精算したらちょっと落ちるとというのがまず通常起こることです。それから、今年度は7月から国家公務員の給与改定に合わせて職員の給与を下げたということで、人件費が下がりましたので、これが通常のものより・・・されたということと、それともう1点、これは広島市さんだけなんですけども、退職手当の支給率が下がったということで、そちらのほうもうちのほうに影響しているということでございます。

議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第2、議案第9号、平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第9号、平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ5,662万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億3,315万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、療養給付費等交付金4,649万4,000円、繰入金2,683万7,000円の減額、県支出金2,593万2,000円の増額などがございます。

歳出の主な内容は、保険給付費3,763万1,000円、共同事業拠出金1,702万8,000円の減額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（馬上） これより日程第3、議案第10号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第10号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,997万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4,514万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、繰入金1,374万1,000円、町債540万円の減額、分担金及び負担金401万円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、総務費1,294万円、事業費703万3,000円などを減額するものでございます。

また、第2条の地方債の補正では、流域下水道事業債を330万円に、公共下水道事業債を8,050万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第4、議案第11号、平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第11号、平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,014万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,621万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料446万3,000円の増額、繰入金1,423万1,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金944万9,000円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第5、議案第12号、平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第12号、平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきまして、御説明申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1億4,541万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億3,928万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険料2,435万4,000円、支払基金交付金5,815万9,000円、国庫支出金3,012万2,000円などを減額するものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費1億4,280万4,000円、繰出金688万8,000円などを減額し、基金積立金709万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、歳入予算のサービス収入99万3,000円を増額し、繰入金99万3,000円を減額するものでございます。

これに伴い、歳出予算は財源更正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山吹議員。

~~~~~

9番（山吹） 4ページの款1の補正額の2,435万4,000円なんですが、この内容をちょっと説明いただきたいと思うんですが。

~~~~~

議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~

福祉課長（加島） 具体的には65歳以上の保険料の減額ということになります。当初で見込んでおりました保険料なんですが、当初、3年ごとを1期として保険料を計算するというので計画値を入れておりました。計画値よりは今年度は2,400万円、実際の保険料が下がったということになります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第6、議案第13号、平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第13号、平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算(第3号)案につきまして、御説明を申し上げます。

収益的収入予定額を600万円減額し、総額を4億8,619万9,000円に、収益的支出予定額を432万4,000円減額し、総額を4億7,501万3,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,817万円減額し、総額を7,423万6,000円に、資本的支出予定額を2,694万5,000円減額し、総額を8,690万6,000円とするものでございます。

減額の主な内容といたしましては、開発計画の取り下げに伴う業務委託費の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) お諮りいたします。これより日程第7、議案第14号、平成26年度熊野町一般会計予算についてから、日程第12、議案第19号、平成26年度熊野町上水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって日程第7、議案第14号から日程第12、議案第19号までを一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第7、議案第14号から日程第12、議案第19号までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第14号から第19号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

平成26年度歳入歳出予算書をごらんください。

まず、議案第14号、平成26年度熊野町一般会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ76億5,000万7,000円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしましては、町税22億6,177万9,000円、地方交付税20億2,300万円、国庫支出金10億2,990万1,000円、県支出金5億1,027万3,000円、繰入金6億1,574万2,000円、町債4億2,475万1,000円などでございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしましては、総務費は9億7,787万5,000円で、全体の12.7%、民生費は30億4,266万5,000円で、主に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給、社会保障関連に要する経費などとなっており、39.7%を占めております。

衛生費は6億5,625万円で、8.6%を占めております。

土木費は、7億9,708万円で、10.5%を占めており、都市再生整備事業として熊野団地内の再整備に係る経費、そして深原地区町有地の整備に関する経費のほか、昨年に引き続き実施する子育て定住促進事業などの経費を盛り込んでおります。

消防費は2億9,326万2,000円で、3.8%を占めております。

教育費は8億4,305万9,000円で、11.1%を占めており、学校支援員等の配置や学力向上対策経費のほか、中学校大規模改造事業、西公民館改築予定地の造成、町民会館舞台照明改修経費などを含んでおります。

公債費は6億7,232万8,000円で、8.8%を占めております。

次に、議案の第2条で1件の債務負担行為を、そして第3条で2件の地方債を提示させていただきます。

次に、議案第15号、平成26年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億1,498万2,000円とするものでございます。

2ページからの歳入のうち、主な内容は、国民健康保険税5億9,135万8,000円、国庫支出金5億9,666万7,000円、前期高齢者交付金12億8,670万円、繰入金1億6,337万7,000円でございます。

4ページからの歳出のうち、主な内容は、保険給付費24億757万円、後期高齢者支援金等3億7,423万4,000円、共同事業拠出金3億4,645万2,000円でございます。

次に、議案第16号、平成26年度熊野町公共下水道事業特別会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億853万3,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、使用料及び手数料2億7,027万2,000円、国庫支出金6,300万円、繰入金3億945万円、町債2億5,540万円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、総務費1億9,726万6,000円、事業費2億97万3,000円、公債費5億929万4,000円でございます。

次に、議案第17号、平成26年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,743万1,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、後期高齢者医療保険料2億3,431万5,000円、繰入金3億205万円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金5億3,442万3,000円でございます。

続きまして、議案第18号、平成26年度熊野町介護保険特別会計予算(案)ですが、まず、保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億1,921万5,000円とするものでございます。

4ページからの歳入のうち、主な内容は、保険料5億1,424万1,000円、支払基金交付金5億6,804万3,000円、国庫支出金3億6,329万6,000円、県支出金2億9,328万8,000円、繰入金2億7,958万4,000円でございます。

6ページからの歳出のうち、主な内容は、保険給付費19億4,201万2,000円、地域支援事業費4,910万3,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ910万6,000円とするものでございます。

10ページですが、歳入として、サービス収入827万円、繰入金83万6,000円でございます。

11ページの歳出として、事業費910万6,000円でございます。

次に、議案第19号、平成26年度熊野町上水道事業会計予算(案)ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入総額を5億3,316万円、収益的支出総額を4億9,491万3,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入総額を7,296万5,000円、資本的支出総額を1億1,149万1,000円とするものでございます。

以上が、一般会計及び4つの特別会計並びに上水道事業会計に係る平成26年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま提案されました平成26年度熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、平成26年度熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時22分）

（再開 10時23分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に大瀬戸議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に大瀬戸議員を指名することに決定いたしました。

議長（馬上） これより日程第13、発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書案についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

民法議員。

4番（民法） 4番、民法でございます。

発議第1号、「手話言語法」制定を定める意見書。

それでは、発議第1号の趣旨につきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、安芸郡熊野町ろうあ会代表 川本忠夫氏より「手話言語法制定を求める意見書」を国及び関係機関に対して提出を求める依頼があり、これを受けて、本町の町益にもかなうと判断しましたので、ここに発議を行うものでございます。

それでは、「手話言語法制定を求める意見書」ですが、要点を申し上げまして提案にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声でなく手や指を表情に変えて表現していると思われがちですが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語であり、聴覚障害者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段でございます。

これまで、平成18年12月に国連総会において障害者権利条約が採択、平成20年に発効され、その定義と手話が言語として国際的に認知されました。政府では、障害者基本法第3条で、手話は言語に含まれることが明記されており、第22条には国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示しております。

日常生活や職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法を広く国民に知らせていくことや、自由に手話ができる社会環境の整備を国として実現する必要があるがございます。

よって、国におかれましては、これらの内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定することを強く要望をするものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより発議第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第14、選挙第1号、熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

この件につきましては、平成22年3月議会で議決いたしました現在の選挙管理委員と補充員の任期が3月29日で終了するため、改めて委員と補充員を今議会で選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、お手元に配付しております資料のとおり、選挙管理委員には仁井本義治さん、高崎宗利さん、菅田博昭さん、西村孝二さんを、補充員には1位林世紀雄さん、2位石井喜代子さん、3位吉川眞智子さん、4位中川健二さん、以上の方々を議長からの指名推選といたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を熊野町選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、選挙管理委員には仁井本義治さん、高崎宗利さん、菅田博昭さん、西村孝二さんを、補充員には1位林世紀雄さん、2位石井喜代子さん、3位吉川眞智子さん、4位中川健二さん、以上の方々が当選されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、これで散会といたします。

御苦労さまでございました。

( 散会 10時30分 )